

【商品概要説明書】

スーパー定期貯金〈単利型〉

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	■「JA共済満期定期貯金」
2. 販売期間	■令和6年4月1日(月)～
3. 販売対象	■満期共済金受取人ご本人
4. 契約期間	■1年もの自動継続(元金または元利金継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	■一括預入 ■10万円以上 ■1円
6. 払戻方法	■満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払日 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) スーパー定期貯金の店頭表示金利について	■預入日におけるスーパー定期貯金の店頭表示金利に0.05%上乗せした利率を満期日まで適用します(固定金利)。 ■満期日以後に一括して支払います。 ■付利単位(利息を計算するための元金の金額単位)を1円とし、1年を365日として日割計算します。 ■20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ■スーパー定期貯金の店頭表示金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口にお問合せください。
8. 手数料	■なし
9. 付加できる特約事項	■一定条件を満たした個人の場合は、マル優の取扱いができます。 ■個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
10. 中途解約時の取扱い	■満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。(小数点第4位以下切捨て) (1) 預入期間6ヵ月未満・・・解約日における普通貯金利率 (2) 預入期間6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50%
11. 貯金保険制度(公的 制度)	■保護対象 当該貯金は、当組合の他の貯金等(保護対象外の譲渡性貯金等を除く。)と合わせ、元本1,000万円までとその利息が貯金保険により保護されます。(ただし、貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)は全額保護されます。)

<p>1 2. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>■苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店また金融部（電話：0596-62-1123）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>1 3. その他参考となる 事項</p>	<p>■本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取り扱いを中止」することがあります。</p> <p>■窓口のみでの取り扱いとなります。</p> <p>■満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>■証書式とします。</p>

※ご不明な点は、お近くのＪＡ伊勢の窓口までお問い合わせください。

ＪＡ伊勢